

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：大紀町長、大紀町議会議員、大紀町教育委員会、大紀町選挙管理委員会
大紀町監査委員会、大紀町農業委員会

令和8年7月29日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.3 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	94.4 %
全職員	80.6 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	95.3 %
本庁係長相当職	93.0 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	90.6 %
31～35年	92.8 %
26～30年	83.3 %
21～25年	86.3 %
16～20年	80.8 %
11～15年	95.3 %
6～10年	84.8 %
1～5年	97.2 %

【説明欄】

○町費負担の指導主事は、勤続年数「1～5年」に区分され、主に該当する新採職員よりも給与水準が高く、当該職員が一方の性別のみの為、集計の対象外としている。

○育児・休職等により給与の支給がない月及び報酬形態が日給又は時給で、勤務日数が一定でない会計年度任用職員（パートタイム）は、集計の対象外としている。

○暫定再任用職員（フルタイム勤務を除く）は、それぞれの勤務時間に応じた割合で人数カウントしている。

（例）週30時間勤務の職員＝0.77人 週23時間15分勤務の職員＝0.6人 週20時間勤務の職員＝0.52人

○上記項目に「—」がある理由 … 部局長・次長制をとっていないため。

本庁課長相当職区分には女性職員がいないため。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	—

【説明欄】

【基準日】令和7年4月1日

○上記項目に「—」がある理由 … 基準日時点で管理的地位にある女性職員がいないため。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	40.0 %
本庁係長相当職	52.2 %

【説明欄】

【基準日】令和7年4月1日

○本庁課長補佐相当職：男性 18 名 女性 12 名

本庁係長相当職 … 男性 11 名 女性 12 名

○上記項目に「—」がある理由 … 部局長・次長制をとっていないため。

本庁課長相当職区分には女性職員がいないため。

IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	100.0 %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	—

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	—	0.0 %	—	—
1 週間以上2 週間未満	—	0.0 %	—	—
2 週間以上1 月以下	—	0.0 %	—	—
1 月超3 月以下	—	0.0 %	—	—
3 月超6 月以下	—	0.0 %	—	—
6 月超9 月以下	—	0.0 %	—	—
9 月超12 月以下	—	0.0 %	—	—
12 月超24 月以下	—	100.0 %	—	—
24 月超	—	0.0 %	—	—

【説明欄】

○上記項目に「—」がある理由 … 常勤の男性職員及び会計年度任用職員に取得対象者がいなかったため。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	9.3 時間／月
内部部局等以外	1.6 時間／月

【説明欄】

○内部部局等 … 年間 7,928 時間

○内部部局等以外（支所・保育園・議会事務局・教育委員会事務局・教育機関）

… 年間 1,659 時間